

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

厚年基金に係る最近のトピックス(総合基金版)

～ 平成21年4月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成21年9月



三菱UFJ信託銀行

1.	<u>財政運営弾力化に関するトピックス</u>	…	2頁
	(1)財政弾力化措置	…	4頁
	(2)基本部分掛金分離	…	9頁
	(3)免除保険料率の改定	…	11頁
2.	<u>20年度決算の積立状況等</u>	…	15頁
	(1)20年度財政決算の状況	…	16頁
	(2)財政緩和措置の影響	…	17頁
3.	<u>その他の動き</u>	…	18頁
	(1)厚年基金における「ねんきん定期便」の標準的な様式について	…	19頁
	(2)厚生年金本体の平成20年度運用実績	…	20頁
	(3)厚生年金保険に係る法律の公布(平成21年5月1日)	…	22頁
	(4)設立事業所の減少に係る行政回答修正	…	24頁
	(5)厚年・DBの業務報告書等の様式改正	…	25頁
4.	<u>平成21年4月～平成21年9月の年金ニュース</u>	…	26頁

当資料は平成21年9月末現在の法令等に基づいて作成しております。

1. 財政運営弾力化に関するトピックス

はじめに

- 一連の財政弾力化等について「厚生年金基金の財政運営について」等の通知が改正・発出された。

内容は大きく以下の3つ。

(1) 財政弾力化措置¹

掛金引上げ猶予

(平成24年3月末日まで)

長期運営計画の内容

下方回廊方式の導入

(平成24年3月末日基準日まで)

期ズレの解消

(恒久措置)

(2) 基本部分掛金分離²

(3) 免除保険料率の改定³

実務について確定していないところがあり、一部実際と異なる可能性があります。

1. 財政弾力化措置

「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号

「厚生年金基金の財政運営についての一部改正等について」平成21年7月10日年発0710第5号

「厚生年金基金の長期運営計画の策定について」平成21年7月10日年総発0710第3号・年企発0710第6号 等

2. 基本部分掛金分離

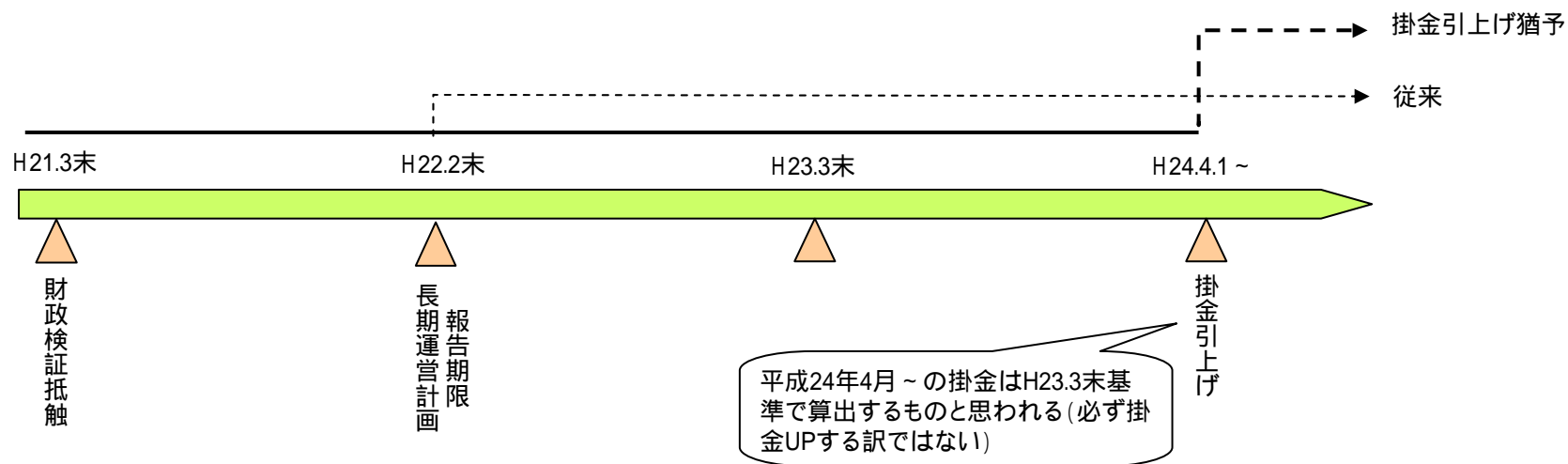
「厚生年金基金の財政運営基準の改正について(案)」平成21年7月15日意見募集および意見を踏まえた行政からの口頭連絡

3. 免除保険料率等の改定

厚生年金規則第32条

1 - 1 - 掛金引上げ猶予

- 平成24年3月末まで標準掛金、特別掛金、特例掛金の全部又は一部の引上げ猶予が可能となった。但し免除保険料の変更と同率標準掛金率を変更する部分については、猶予の対象外。
- 規約変更の期限(規約変更を行わない場合は計算基準日の11ヶ月後)までに、数理関係書類及び長期運営計画の策定を議決した代議員会の議事録を添付して「長期運営計画」(次頁)の地方厚生局宛提出が必要。
- 財政検証以外の財政計算についても最大平成24年3月末まで引上げ猶予可能。



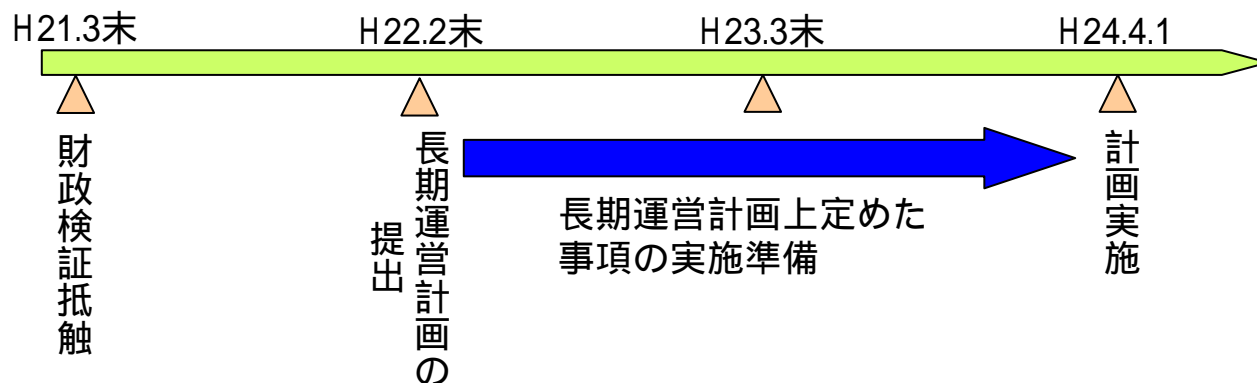
1 - 1 - 長期運営計画の内容

▶ 長期運営計画のガイドラインが示された。

(通知発出:「厚生年金基金の長期運営計画の策定について」平成21年7月10日年総発0710第3号・年企発0710第6号)

< 長期運営計画の概要 >

- ✓ 掛金引上げ猶予措置を受けるための条件
- ✓ 財政状況等の分析、今後の事業運営のあり方の検討を通じ作成
- ✓ 運用環境が平常に回復した場合に財政の健全性が確保されるよう、長期的に持続可能な事業運営を計画するもの(平成24年4月より実施)
- ✓ 平成22年2月末までに、代議員会の議決を経て策定
- ✓ 認可または承認を要するものではなく、基金自らが今後の運営方針を定めるもの



ガイドラインでは長期運営計画策定にあたって基金内で十分な議論を行った上で代議員会で議決することとされた。

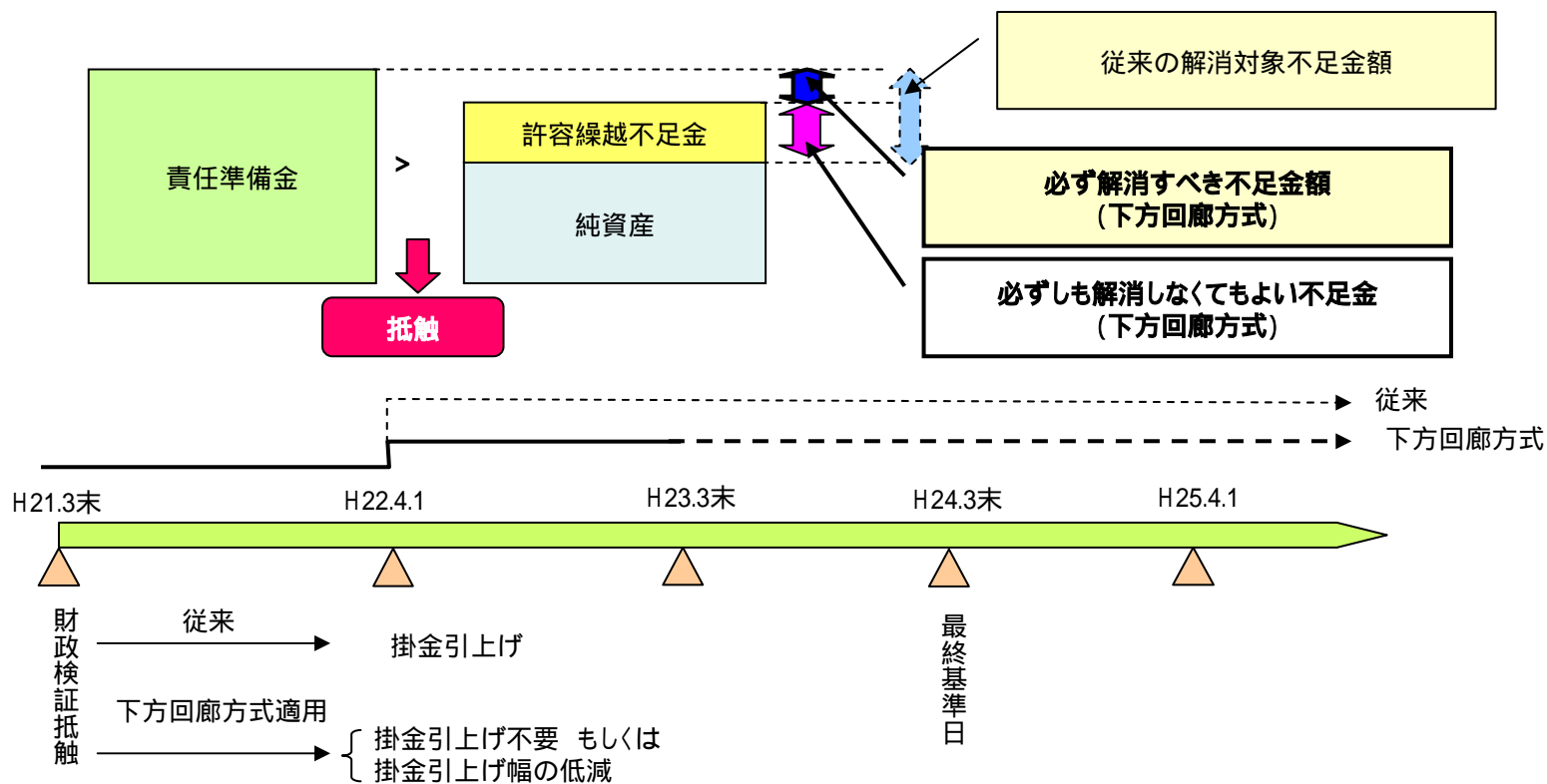
【関連】 財政再計算基金の再計算報告書提出期限について

- 平成21年3月末日基準の財政再計算報告書の厚生労働大臣宛提出期限が平成22年2月末日と確認された。(代行保険料率算定届出書の提出期限は平成22年1月末日)
- これにより財政再計算の代議員会を予算代議員会と合せて来年2月に開催することも可能となった。

- ✓ 通常は基準日同年11月末日までに提出とされているが、財政運営基準の弾力化措置との平仄を意識して延期措置がとられたものと考えられる。(なお、5年前の厚生年金本体の財政再計算時にも同様の延期措置がとられている。)
- ✓ 今回限りの措置として通知手当てされるが、通知発出に時間を要するため照会事項への回答という形で厚生労働省から連絡があったもの。
- ✓ 代行保険料率算定届出書の提出期限も基準日同年11月末日から平成22年1月末日に延期されたが、財政再計算報告書と異なり提出にあたって代議員会の議決は不要。

1 - 1 - 下方回廊方式の導入

- 特別掛金計算において許容繰越不足金の全部又は一部は解消しなくてもよくなった。
- 平成21年3月末から平成24年3月末までを基準日とする財政検証に基づく財政計算の特別掛金において適用可能。
- ただし財政再計算、20%変動等は除く(不足金の全額解消が必要)。

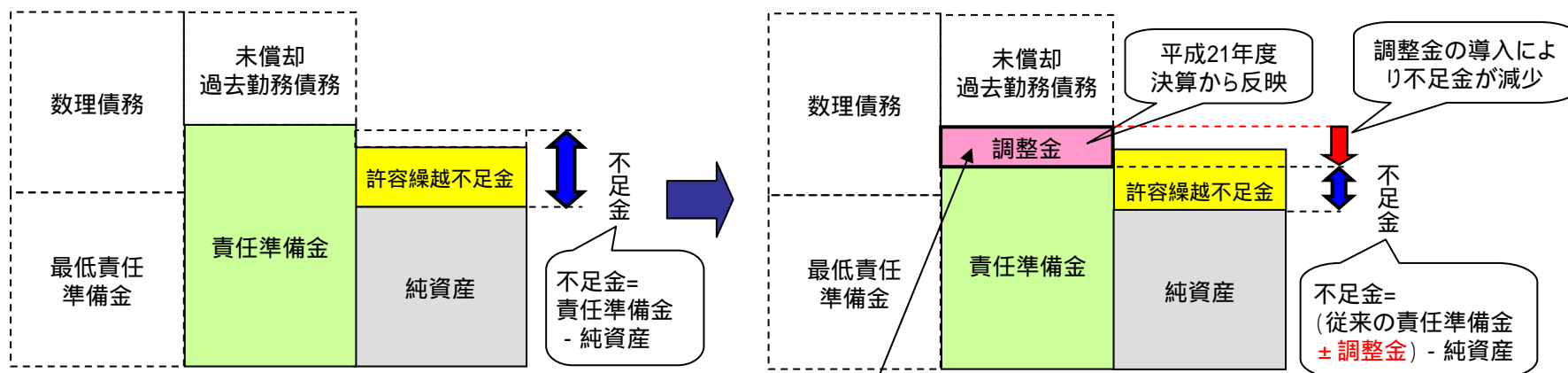


1 - 1 - 最低責任準備金の期ズレ解消

- 掛金計算においては平成20年決算から、継続基準の財政検証においては平成21年度決算から期ズレを解消する取り扱いとなった。
- ・ 従来の最低責任準備金との差額を「最低責任準備金調整加算(控除)額」として認識する。
- ・ 平成21年3月末基準では最低責任準備金の15%程度が調整金となった。
- ・ 非継続基準、解散等の最低責任準備金は引き続き従来通り。
- ・ 責任準備金の定義が変更され、従前の責任準備金に最低責任準備金調整加算(控除)額を加除して算定。

< 従来の継続基準の財政検証 >

< 期ズレ解消後のイメージ >



調整額 = -

現行基準の最低責任準備金

平成11年10月(ころがし開始時)から当該事業年度末までの最低責任準備金付利率について、
現行の適用期間を1年9ヶ月前倒して算出した額

1 - 2 - 代行部分と基本プラスアルファ部分の掛金分離

➤ 代行部分の掛金率について代行部分と基本プラスアルファ部分を分離する意見募集が行われた。

(意見募集:「厚生年金基金の財政運営基準の改正について(案)」平成21年7月15日)

✓ 現行掛金設定ルールの中の2つの課題を解消し、代行部分と基本プラスアルファ部分のそれぞれにおいて掛金と給付とがバランスしているかどうかを見えやすくするもの。

課題1: 掛金計算の際に基本プラスアルファ部分と代行部分を一体化して計算していること。

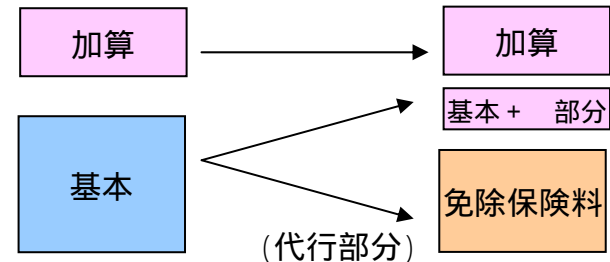
課題2: 数理債務等を計算する際に計算上必要とされる掛金率(数理上掛金率)ではなく規約上掛金率を用いていること。

• 代行部分と基本プラスアルファ部分について掛金率(&債務)を別々に計算することで必要な掛金を手当てするもの

課題1の解決

• 区分(代行、基本+、加算)ごとに永久償却にならないよう保守的に掛金設定するもの

課題2の解決



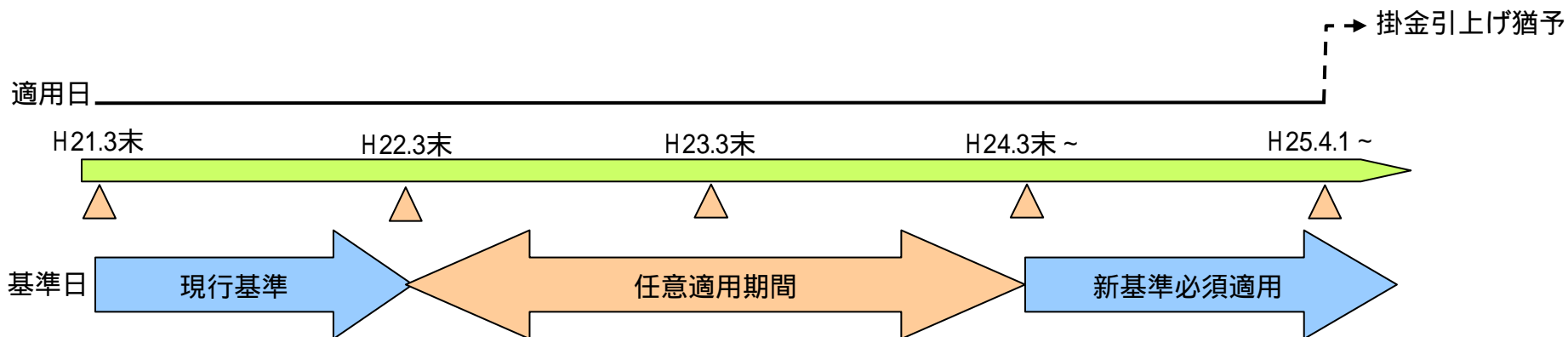
✓ 長期運営計画のガイドラインでも内的要因のひとつとして掲げられたもの。

1 - 2 - 代行部分と基本プラスアルファ部分の掛金分離

➤ 意見募集の結果、財政運営方法の変更は、任意適用期間 必須適用の二段階で実施できることとなった。

(厚生労働省確認)

- ✓ 平成21年3月末基準は現行基準、平成22年3月末～平成24年3月末基準は現行基準でも新基準でもよいが、平成24年4月以降基準の財政計算では新基準とする
平成23年3月末基準で掛金引上げ猶予明けの掛金率を計算する場合、掛金分離を織り込まない対応も可能



1 - 3 - 免除保険料率に関する改正

➤ 5年に1度の厚生年金本体の財政検証(「財政の現況及び見通し」)が平成21年2月に公表された。これに伴い免除保険料率は洗い替えられることになった。

(厚生年金基金令第36条の2)

➤ 厚生年金基金令第36条の2(一部書き下した部分あり)において、免除保険料率は次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める月以降の月分の率として決定するものとしてされている。

一 (省略)

二 法第2条の4第1項の規定により厚生年金本体の「財政の現況及び見通し」が作成される場合

当該「財政の現況及び見通し」が公表された日の属する月の翌月から1年6ヶ月以内で厚生労働大臣が定める月

三 (省略)

平成21年2月23日

平成21年3月

平成22年8月まで

< 免除保険料率算定上の予定利率の推移 >

	免除保険料率算定上の予定利率
平成16年度	5.5%
平成17年～21年度	3.2%
平成22年度	4.1%

1 - 3 - 免除保険料率に関する改正

➤ 免除保険料の算定の基礎となる代行保険料率に関する省令改正が行われ、新免除保険料率が平成22年4月より適用されることとなった。

(厚生年金基金規則第32条)

- ✓ 新免除保険料率の算定に用いる予定利率は4.1%、予定死亡率は新死亡率。
ただし、変更前の免除保険料率と丈比べして高い方とする。(5年間の経過措置)
(条件:新予定利率、新死亡率で計算した過去期間代行給付現価 > 最低責任準備金)
 - ・現行免除保険料率から変更されない基金がほとんどと思われる。
 - ・最低責任準備金が過去期間代行給付現価を下回っている基金が大多数であることと、今般の市場環境の悪化による基金財政への配慮によるもの。
- ✓ 免除保険料率の算定の基礎となる代行保険料率算定届は平成22年1月末日までに地方厚生局へ届出となる予定。

	予定利率	予定死亡率
現行	3.2%	厚生年金の生命表 (H16年財政再計算時)
新	4.1%	厚生年金の生命表 (H21年財政検証時)

【関連】 予定死亡率の変更

➤ 厚生年金本体の財政検証を受けて厚生年金基金の予定死亡率の変更についても示された。

(意見募集:「厚生年金基金の財政運営基準の改正について(案)」平成21年7月15日)

- ✓ 今回の厚生年金本体の財政検証の基礎率に準拠したもの。
- ✓ 予定死亡率は平成22年3月31日以降を計算基準日とする財政再計算から適用し、継続基準の財政検証等に基づく財政計算では予定死亡率の見直しは行わないとされる予定。

意見募集は行われたが告示改正は行われていない。
(平成21年9月末時点)

	平均余命	年金現価率(予定利率5.5%)		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
現行予定死亡率	22.83年	12.32934	13.09432	13.64222
新予定死亡率	23.32年	12.51185	13.19363	13.70051
比率(/ -1)	+2.2%	+1.5%	+0.8%	+0.4%

平均余命の
伸び0.49年

【関連】移換現価率等の変更

- 以下2つの内容(告示改正)についての意見募集が開始された。
 - 中途脱退者に係る移換現価率の変更
 - 過去期間代行給付現価算出用の現価率の変更
- < 施行日 >
平成22年4月1日

(平成16年厚生労働省告示第358号、同第359号、同第342号)

改正理由

- ✓ 5年に1度の厚生年金本体の「財政の現況及び見通し」の諸前提の見直しに伴い、免除保険料率の予定利率(3.2% 4.1%)・予定死亡率が改定される見込み ですが、上記 の計算前提についても同様に改定するもの。

☞ ニュースNo.165、178参照

意見募集は行われたが告示改正は行われていない。
(平成21年9月末時点)

2. 20年度決算の積立状況等

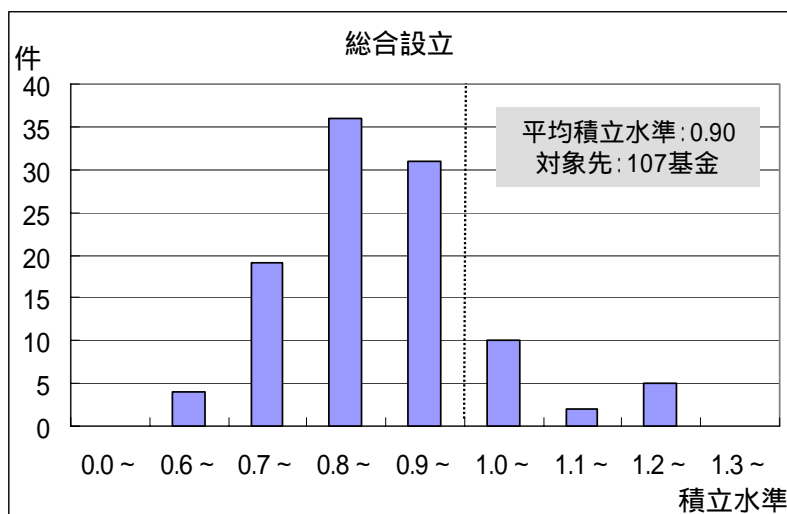
2 - 1 20年度財政決算の状況

➤ 弊社総幹事受託厚年基金のうち、平成21年3月末に決算を迎えた総合基金¹について、積立水準の集計を行った。

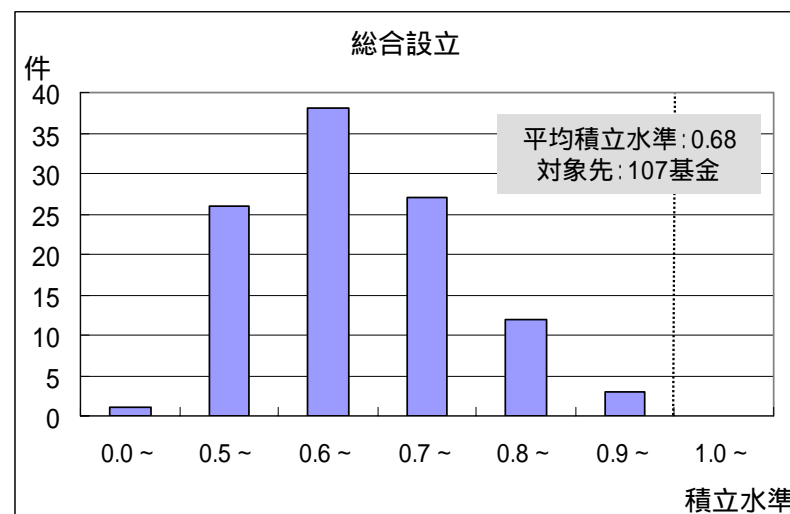
1. 継続基準の積立水準: 84.1% (前年度14.2%) の厚年基金が継続基準に抵触。
2. 非継続基準の積立水準: 99.1% (前年度69.9%) の厚年基金が非継続基準に抵触。

1 平成21年9月時点で集計可能なみなし検証計算未実施先を除く総合基金107基金が対象。

< 継続基準の積立水準 >
 $(\text{純資産額} + \text{許容繰越不足金}) \div \text{責任準備金}$



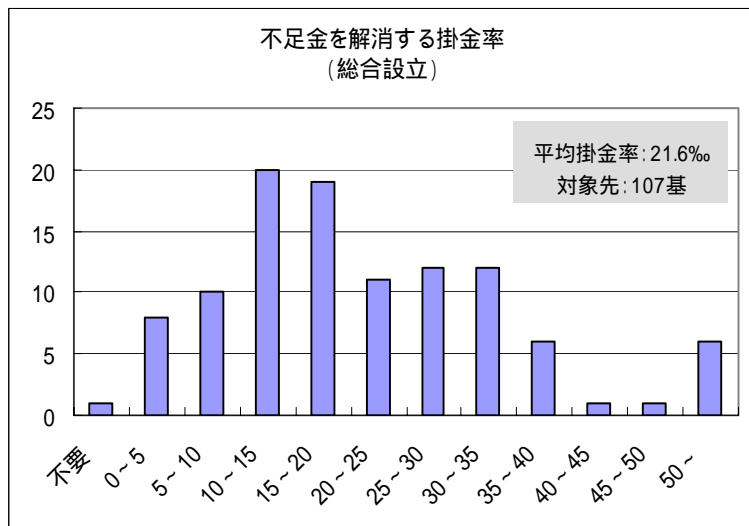
< 非継続基準の積立水準 >
 $\text{純資産額} \div \text{Max}(\text{最低積立基準額} \times 0.9, \text{最低責任準備} \times 1.05)$



2 - 2 財政緩和措置の影響

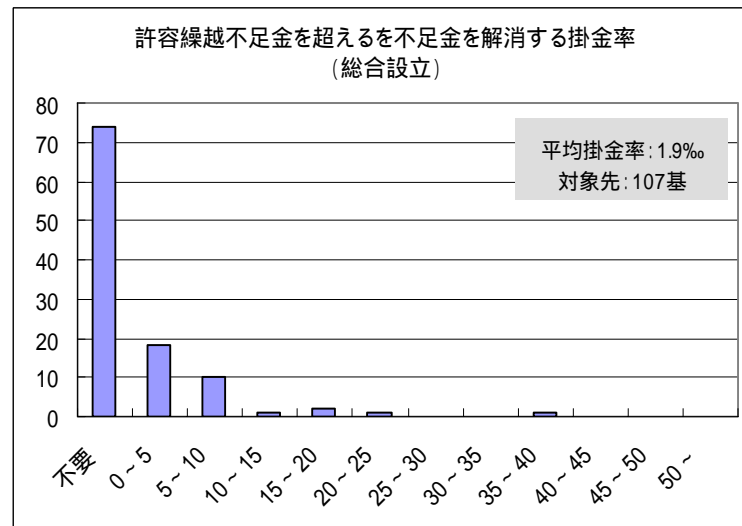
➤ 財政緩和措置を適用することによって特別掛金額が減少したり、不要となる場合がある。

✓ 財政緩和措置の影響 < 積立不足(繰越不足金)を20年で償却した場合の特別掛金率 >



財政緩和措置後

期ズレ解消
下方回廊方式を反映



3. その他の動き

3 - 1 厚生基金における「ねんきん定期便」の標準的な様式について

➤ 加入員等に対して記録等を提供する「ねんきん定期便」 1の標準的な様式を定める通知が発出された。

1 国の「ねんきん定期便」は、社会保険庁が厚生年金・国民年金の被保険者に対し、平成21年4月以降毎年誕生月に送付しています。

通知発出：「厚生年金基金の加入員等に対する記録等の提供について」(平成21年7月6日 年企発0706第2号)

通知改正：「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」(平成19年11月15日 年発第1115004号)

概要

- ✓ 目的
加入員等に対して記録等を提供することで基金に加入していることを認識してもらうとともに、将来に支払われる年金額(見込額)を周知することで年金の請求につなげるもの。
- ✓ 提供する記録の内容(標準的な様式)
氏名 生年月日 性別 基礎年金番号 支給開始年齢
加入員番号 お勤め先の名称 加入期間 加入月数
将来支払われる基本年金額(見込額) 将来支払われる加算年金額(見込額)
- ✓ ご留意事項
あくまで標準的な様式を定めたものであり、この通りに実施すべきというのではなく、記録等を提供する対象者の範囲、提供時期、提供内容等については、各厚生年金基金の実情に応じて判断すべきとされています。

例えば、「当基金は、現在国の被保険者記録との突き合せを行っていることから、これに伴う記録整備が完了してから提供することとします。」という判断もあると思われます。

3 - 2 厚生年金本体の平成20年度運用実績

➤ 平成20年度の厚年本体の運用実績が 6.83%と公表された。

(通知発出(影響 について):「厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について(年発0806第1号)」)

厚生年金基金への影響 期ズレ調整額(P8)の算出に用いる利率

・期ズレ調整額(最低責任準備金調整額) = (1) - (2)

(1) 現行基準の最低責任準備金

(2) 平成11年10月(コロガシ開始時)から当該事業年度末までの最低責任準備金付利率について、現行の適用期間を1年9ヶ月前倒して算出した額

	厚年本体 利回り	(1) 最低責任準備金 付利率(現行)				(2) 期ズレ解消後 付利率	
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月		
平成9年度	4.66%						
平成10年度	4.15%						
平成11年度	3.62%			4.66%	4.15%		3.62%
平成12年度	3.22%		4.15%		3.62%		3.22%
平成13年度	1.99%	3.62%	3.62%		3.22%		1.99%
平成14年度	0.21%		3.22%		1.99%		0.21%
平成15年度	4.91%		1.99%		0.21%		4.91%
平成16年度	2.73%		0.21%		4.91%		2.73%
平成17年度	6.82%		4.91%		2.73%		6.82%
平成18年度	3.10%		2.73%		6.82%		3.10%
平成19年度	-3.54%		6.82%		3.10%		-3.54%
平成20年度	-6.83%		3.10%		-3.54%		-6.83%
平成21年度	-		-3.54%		-6.83%		-
平成22年度	-		-6.83%		-		-

3 - 2 厚生年金本体の平成20年度運用実績

厚生年金基金への影響 最低責任準備金の付利率

- ・ 6.83%は平成22年1月から12月の(期ズレを解消しない)最低責任準備金の付利率としても適用されると思われます。(正式には別途告示で示されるものと思われます)

厚生年金基金への影響 回復計画上の最低責任準備金の付利率

- ・ 6.83%は回復計画上の平成22年1月から12月の(期ズレを解消しない)最低責任準備金の付利率として適用してよい旨確認されました。
- ・ 付利率の過去3年平均が下表の通りマイナス(負値)となることから、回復計画上の平成23年以降の付利率の見込みが通知改正により3年平均から5年平均に変更される見込みです。

(厚生年金本体の運用実績)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年度実績	2.73%	6.82%	3.10%	3.54%	6.83%
過去3年平均			4.22%	2.13%	2.42%
過去5年平均					0.46%

影響

(回復計画策定上の最低責任準備金の付利率)

	平成21年1月～12月	平成22年1月～12月	平成23年以降
付利率 (過去5年平均)	3.54%	6.83%	0.46%
付利率 (厚生本体の前提)	(告示の値)	(今回示されたもの)	1.9%
と の小さい方			0.46%

平成21年厚生年金本体財政検証における平成23年度の運用利回り前提を記載

(平成21年度以降の運用利回り前提)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年度以降
利率(%)	1.5	1.8	1.9	2.0	2.2	2.6	2.9	3.4	3.6	3.9	4.0	4.1

3 - 3 厚生年金保険に係る法律の公布（平成21年5月1日）

➤ **基金掛金の延滞金の利率が平成22年1月1日付で変更されることとなった。**

(厚生年金保険法第87条、同第140条第1項、同附則第17条の14)

✓ **社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律**

厚生年金保険法第87条(延滞金)の条項の改正と同法附則第17条の14の追加により、延滞金を計算する場合の保険料額に乗じる割合について、次表の通り改正されています。

改正前	改正後
一律年14.6%	当初3ヵ月間(注1) 年7.3%。ただし、当分の間は特例基準割合(注2)が年7.3%に満たない場合は、当該特例基準割合。現行では特例基準割合が適用され、年4.3%となります。 上記の期間経過後年14.6%

(注1) 当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間

(注2) 各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合。

この法律は、平成22年1月1日から施行され、施行日以後に納付期限の到来する厚生年金基金の掛金(厚生年金保険法第140条第1項の規定による徴収金を含む。)に係る延滞金について適用されます。(同日前に納付期限の到来する掛金に係る延滞金については、改正前の割合が適用されます。)

3 - 3 厚生年金保険に係る法律の公布（平成21年5月1日）

- **厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払が遅延された場合、加算金が支給されることとなった。**

（厚生年金保険法第87条）

✓ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

いわゆる国の年金記録問題への対応として新たに表記の法律が定められ、「時効特例法」の規定により支払うものとされる保険給付又はこれに相当する保険給付として政令で定めるものについては、適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるよう「保険給付遅延特別加算金」（その算定方法は政令で定められる予定）が支給されます。

行政照会の結果、厚年金基金に支払義務を負わせるものではないことが確認された

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行され、施行日前に適正な年金記録への訂正が行われて当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合についても準用されます。

3 - 4 設立事業所の減少に係る行政回答修正

- 事業所減少に係る取扱いにおいて、減少事業所の加入員が引き続き加入員となる場合は従前通り(届出でよく、同意も不要)と確認された。

(厚生労働省確認)

事業所減少に係る取扱いの整理

通知改正、相談事例、行政回答の修正をまとめると以下の通り。

		確認された取扱い
破産手続開始等による事業所の解散		届出
自主廃業による解散		届出
会社合併等の会社再編による消滅 (会社内の一括適用などの再編を含む)	加入員が基金から脱退する場合	認可申請
	加入員が基金に残る場合(設立事業所間の合併等)	届出

一括拠出は、事業所減少に伴い他の事業所の掛金が増加するケースにおいて規約で定めている場合に必要(厚年法第138条第5項)であり、規約変更手続き(届出or認可申請)とは別の話。

3 - 5 厚年・DBの業務報告書等の様式改正

➤ 厚年基金・DB年金の業務報告書等の様式について下記の通り通知改正が行われた。

通知改正：

「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号

「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」平成8年6月27日年発第3323号 等

改正の概要

1. 業務報告書については、平成22年3月31日基準日のものから新様式に移行するものとし、平成22年3月30日以前を基準日とするものは旧様式とする。
2. 勘定科目等については、平成21年3月31日基準日のものから新科目とする。

改正時期

1. 業務報告書について、必要な欄の追加等を行う。
 - ・掛金の本人負担分の欄の追加 (厚年基金、DB年金)
 - ・離婚分割の件数等の欄の追加 (厚年基金)
 - ・政策的資産構成割合や適年からの移行状況等の欄の追加 (厚年基金、DB年金)
2. 勘定科目について、「過剰積立金残高」等の既に存在しないものの削除等を行う。 (厚年基金)

4. **【ご参考】平成21年4月～平成21年9月の年金ニュース**

平成21年4月～9月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年4月	・設立事業所の減少に係る行政回答修正【厚年】 (No.148)				
	・厚生年金保険本体の平成20年度の運用実績の推計値について【厚年】 (No.149)				
	・厚生労働省からの平成20年度決算見込み報告依頼【厚年、DB】 (No.150)				
	・合併時の決算事務の取扱について(意見募集開始)【厚年、DB】 (No.151)				
	・運用実績ヒアリングによる積立状況等の推計報告について【厚年、DB】 (No.152)				
	・厚年・DBの業務報告書等の様式改正に係る意見募集開始【厚年、DB】 (No.153)				
平成21年5月	・厚生年金保険に係る法律の公布【厚年】 (No.154)				
	・「保険給付遅延特別加算金」に関する厚生労働省への照会結果【厚年】 (No.155)				
	・掛金引き上げ猶予等の方針【厚年、DB】 (No.156)				
	・財政運営の弾力化措置についての意見募集開始【厚年、DB】 (No.157)				

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

平成21年4月～9月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年7月	・延滞金に係る基金通知の一部改正について【厚年】 (No.158)				
	・DB年金の平成20年度(H21.3末)決算の積立状況等【DB】(No.159)		()		
	・「厚生年金基金の実態調査について(調査依頼)」の発出について【厚年】 (No.160)				
	・厚年基金における「ねんきん定期便」の標準的な様式について【厚年】 (No.161)				
	・財政運営の弾力化措置、長期運営計画の策定についての通知出状【厚年】 (No.162)				
	・厚年・DBの業務報告書等の様式改正【厚年、DB】 (No.163)				
	・合併時等の決算事務の取扱いについて【厚年、DB】 (No.164)				
	・掛金分離等についての意見募集開始【厚年】(No.165)				
	・厚年基金の平成20年度(H21.3末)決算の積立状況等～速報～【厚年】 (No.166)				
	・DBの財政運営弾力化措置についての省令改正【DB】 (No.167)			()	
	・DC拠出限度額引上げについての政令改正【DC】 (No.168)				()

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

平成21年4月～9月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年7月	・ 社保庁からの住所情報提供が可能に(D B・D C)～意見募集開始～【DB】 (No.169)			()	
平成21年8月	・ 厚生年金本体の平成20年度運用実績は 6.83%【厚年】 (No.170)				
	・ 免除保険料の見直しに関する意見募集開始【厚年】 (No.171)				
	・ 厚年基金の平成20年度(H21.3末)決算の積立状況等～全体版～【厚年】 (No.172)				
	・ D Bの財政運営弾力化措置についての通知発出【DB】 (No.173)		()		
	・ 期ズレ調整額の算定に係る通知発出について【厚年】 (No.174)				
	・ 掛金分離の適用は1年繰り延べ【厚年】 (No.175)				
	・ 再計算報告書提出期限を来年2月に延期【厚年】 (No.176)				
	・ 社保庁からの住所情報提供が可能に(D B・D C)～その2～【DB】 (No.177)				()

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

平成21年4月～9月の年金ニュース

	年金ニュース	運営	財政・掛金	給付・事務	その他
平成21年9月	・免除保険料の見直しに関する省令改正【厚年】 (No.178)				
	・弾力化等に関する照会事項の回答【厚年、DB】 (No.179)				
	・移換現価率等の変更に関する意見募集【厚年】 (No.180)				

()は厚生年金基金以外に関する事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00 ~ 17:00(土日・祝日除く))